

## 2、公課証明書について

内容等	<p>公課証明書は、固定資産課税（補充課税）台帳に登録されている固定資産（土地・家屋）の所在地や面積、評価額のほか課税標準額や税額相当額までを証明するものです。証明書1枚につき200円、2枚目以降50円増し</p>
申請等に必要なもの	<p>納税義務者本人（同一世帯の親族）又は納税管理人の請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの</li> </ul> <p>相続人の請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの</li> <li>・ 相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）</li> </ul> <p>法定代理人（成年後見人等）の請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの</li> <li>・ 選任を証する書類等</li> </ul> <p>破産管財人や賦課期日後に資産を取得した者等固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定めるものの請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの</li> <li>・ 選任を証する書類又は所有の移転が証明できる書類（登記事項証明書等）等</li> </ul> <p>不動産競売申立のための請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの</li> <li>・ 不動産競売申立書と担保権の存在を証する書類（公正証書や登記事項証明書等）</li> </ul> <p>強制執行（強制競売・強制管理）申立の添付書類としての請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの</li> <li>・ 不動産強制競売（または強制管理）申立書と執行力のある債務名義の正本（執行文が記載された判決の正本等）</li> </ul> <p>借地・借家人の請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの</li> <li>・ 賃貸借契約書等権利関係を証する書類（対価が支払われているものに限る）</li> </ul> <p>代理人が請求する場合は、上記いずれの場合も、代理人本人を確認できる運転免許証等及び代理人であることの書類（委任状等）が必要です</p> <p>郵送による請求の場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市税証明請求書（連絡先電話番号は必ず記入してください）及び請求者本人を確認できる書類（納税通知書、運転免許証など）のコピーを添付してください</li> <li>2 同封するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>証明手数料分の「定額小為替」(郵便局で購入してください)</li> <li>返信用として請求者の宛名を記入し、切手を貼った返信用封筒</li> <li>その他請求事由により必要となる書類（上記を参照）</li> </ul> </li> </ol>
注意事項	<p>法人の場合、請求書又は委任状等への押印は、代表者印でお願いします</p>
行政手続法（条例）等の基準	<p>地方税法第382条の3 地方税法施行令第52条の15 奄美市手数料条例</p>